

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年 5月

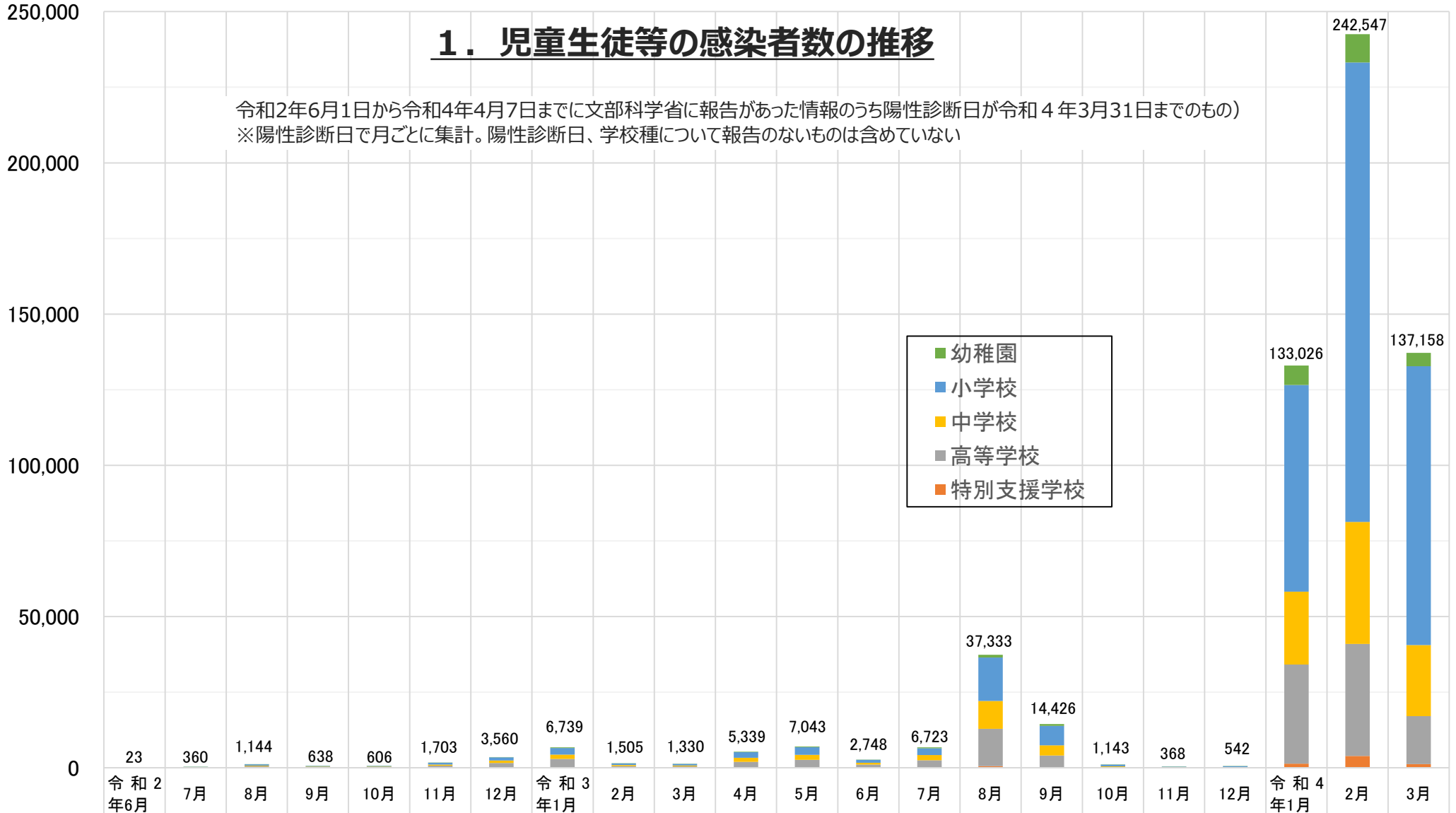
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況

オミクロン株の急速な感染拡大により、令和4年1月・2月には児童生徒等の感染者が急増したが、3月には減少に転じている。オミクロン株の感染の特徴として、従来株の場合と比べて、幼稚園児や小学生が占める割合が高くなっている。

1. 児童生徒等の感染者数の推移

令和2年6月1日から令和4年4月7日までに文部科学省に報告があった情報のうち陽性診断日が令和4年3月31日までのもの
 ※陽性診断日で月ごとに集計。陽性診断日、学校種について報告のないものは含めていない



内訳

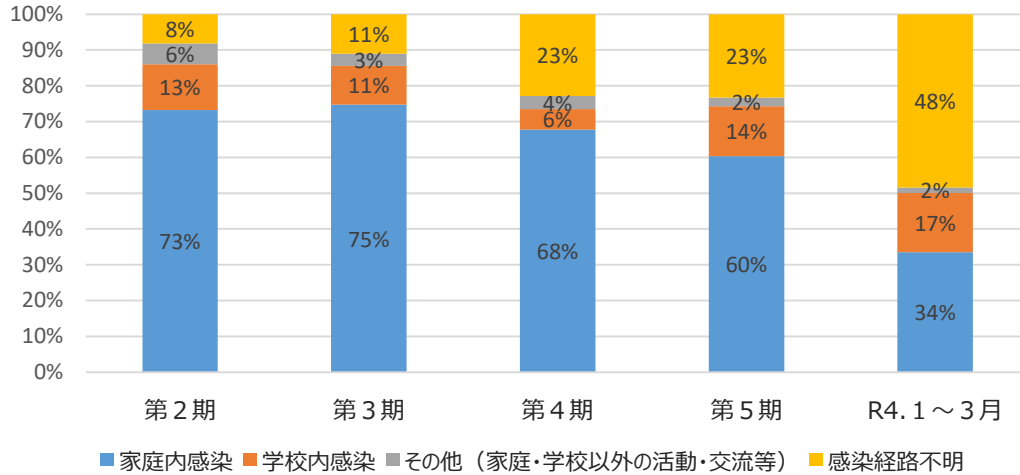
幼稚園	2	22	36	29	21	49	122	206	63	48	192	232	81	237	840	551	71	7	24	6,455	9,334	4,382
小学校	8	122	418	239	224	589	1,061	2,211	538	548	1,861	2,497	972	2,300	14,392	6,475	570	234	354	68,313	151,944	92,177
中学校	5	88	233	157	165	394	816	1,420	332	304	1,292	1,695	655	1,682	9,243	3,311	235	69	61	24,105	40,340	23,547
高等学校	7	126	445	196	191	638	1,525	2,784	548	412	1,892	2,500	994	2,340	12,315	3,866	245	55	99	32,811	37,039	15,822
特別支援学校	1	2	12	17	5	33	36	118	24	18	102	119	46	164	543	223	22	3	4	1,342	3,890	1,230

児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況

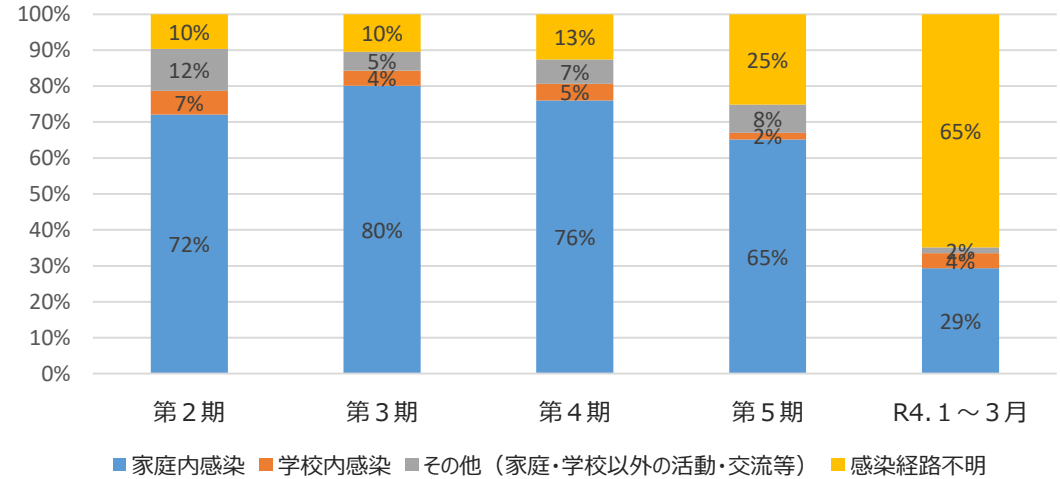
2. 学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

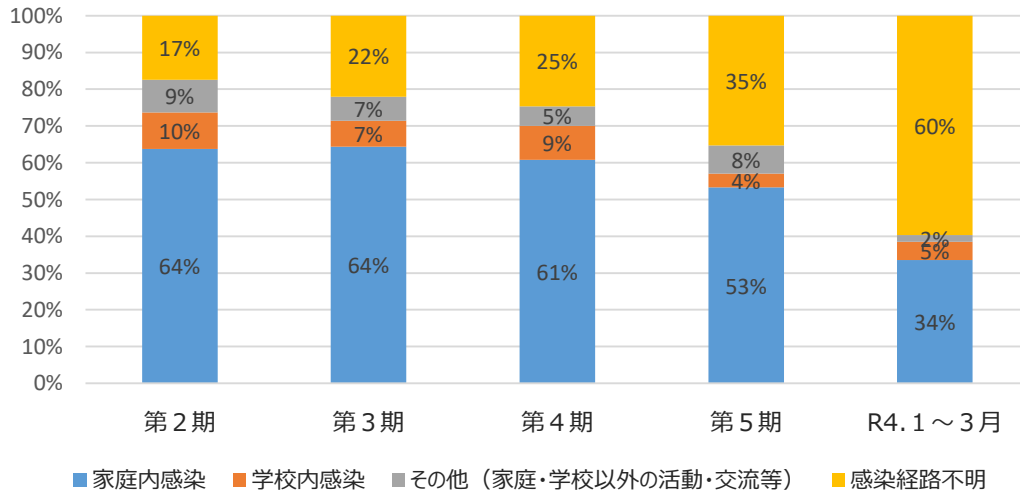
幼稚園の園児



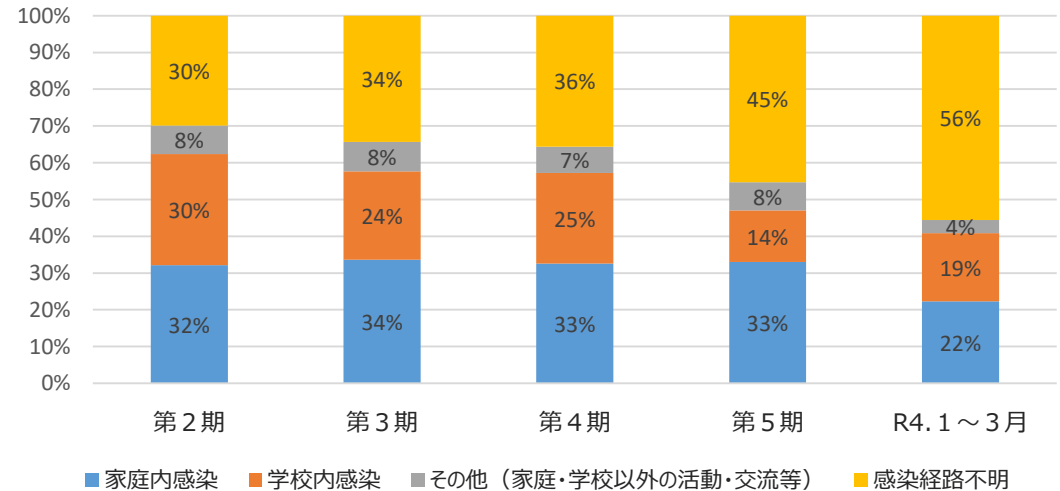
小学校の児童



中学校の生徒



高等学校の生徒



第2期 2020/6/1~2020/9/27 第3期 2020/9/28~2021/3/7 第4期 2021/3/8~2021/7/4 第5期 2021/7/5~2021/12/31

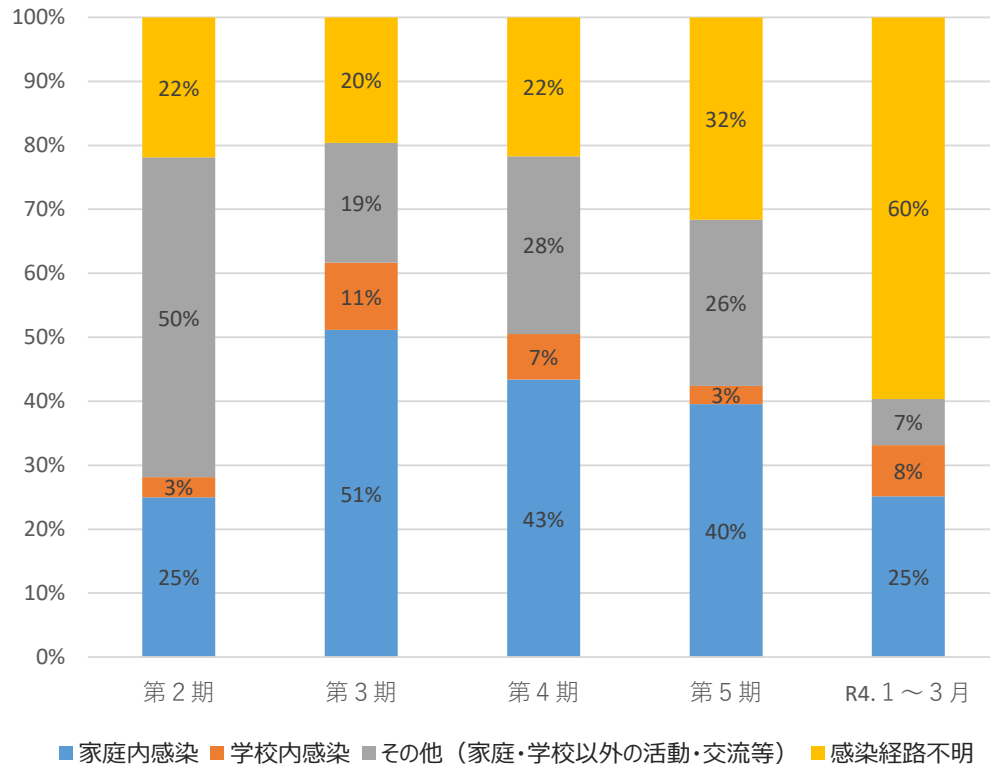
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況

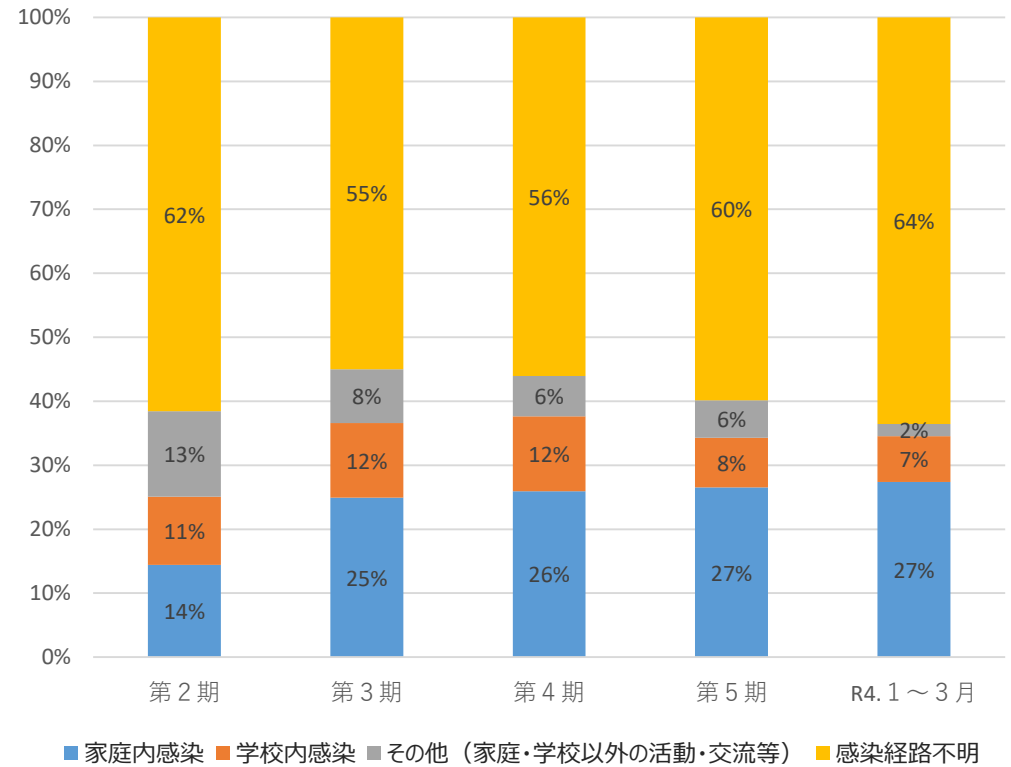
2. 学校種別感染経路の推移

(※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない)

特別支援学校の児童生徒等



教職員



第2期 2020/6/1～2020/9/27 第3期 2020/9/28～2021/3/7 第4期 2021/3/8～2021/7/4 第5期 2021/7/5～2021/12/31

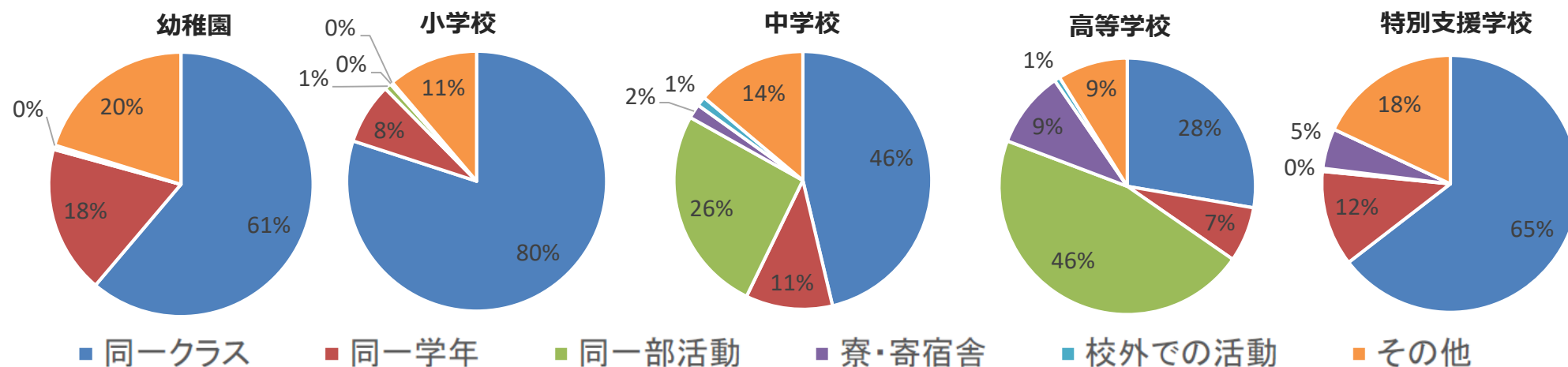
※期間は、減少傾向から増加傾向に転じる最低値を記録した週を基準として文部科学省において任意に設定

児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況

3. 学校内感染及びその他の感染経路の詳細（令和4年1月1日～3月31日）

（※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない）

○児童生徒等の学校内感染（2の濃いオレンジ部分）の経路の詳細



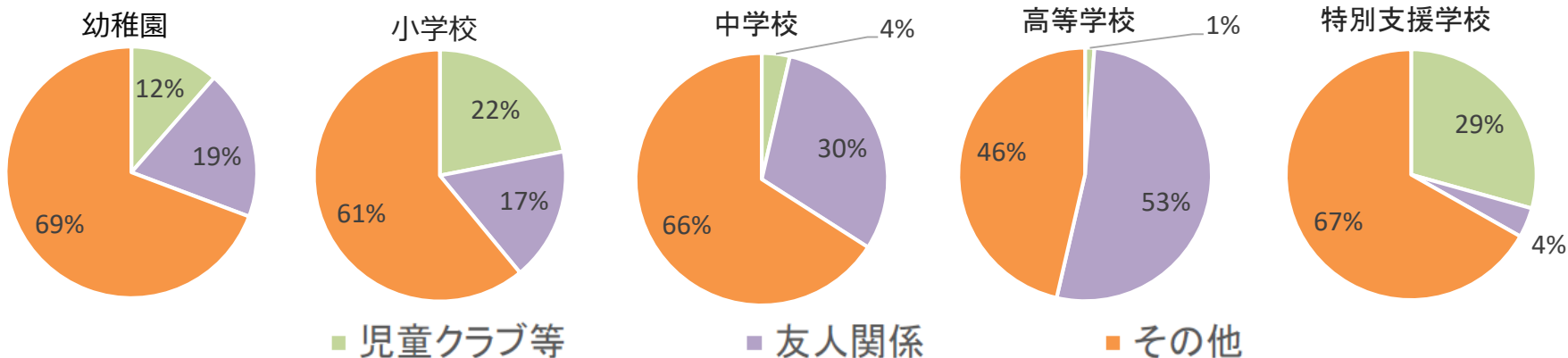
	同クラス	同一学年	同一部活動	寮・寄宿舎	校外での活動	その他	小計	全体に占める割合
幼稚園	2,040	603	14	0	4	673	3,334	17%
小学校	10,388	986	109	18	23	1,459	12,983	4%
中学校	2,026	477	1,134	79	52	608	4,376	5%
高等学校	4,404	1,106	7,336	1,539	113	1,409	15,907	19%
特別支援学校	333	62	2	26	0	93	516	8%

児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の感染状況

3. 学校内感染及びその他の感染経路の詳細（令和4年1月1日～3月31日）

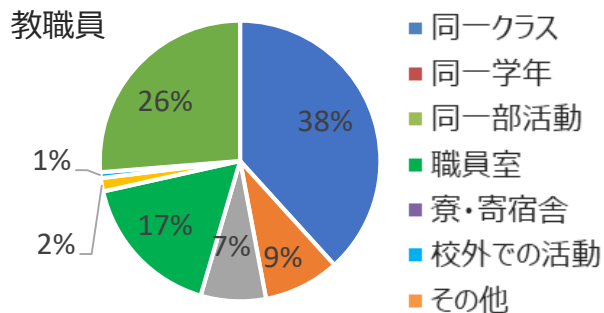
（※陽性診断日、学校種、感染経路について報告のないものは含めていない）

○児童生徒等のその他（2のグレー部分）の感染経路の詳細



	児童クラブ等	友人関係	その他	小計	全体に占める割合
幼稚園	35	59	212	306	2%
小学校	1,127	878	3,133	5,138	2%
中学校	56	475	1,028	1,559	2%
高等学校	36	1,598	1,414	3,048	4%
特別支援学校	137	18	312	467	7%

○教職員の学校内感染（2の濃いオレンジ部分）の経路の詳細



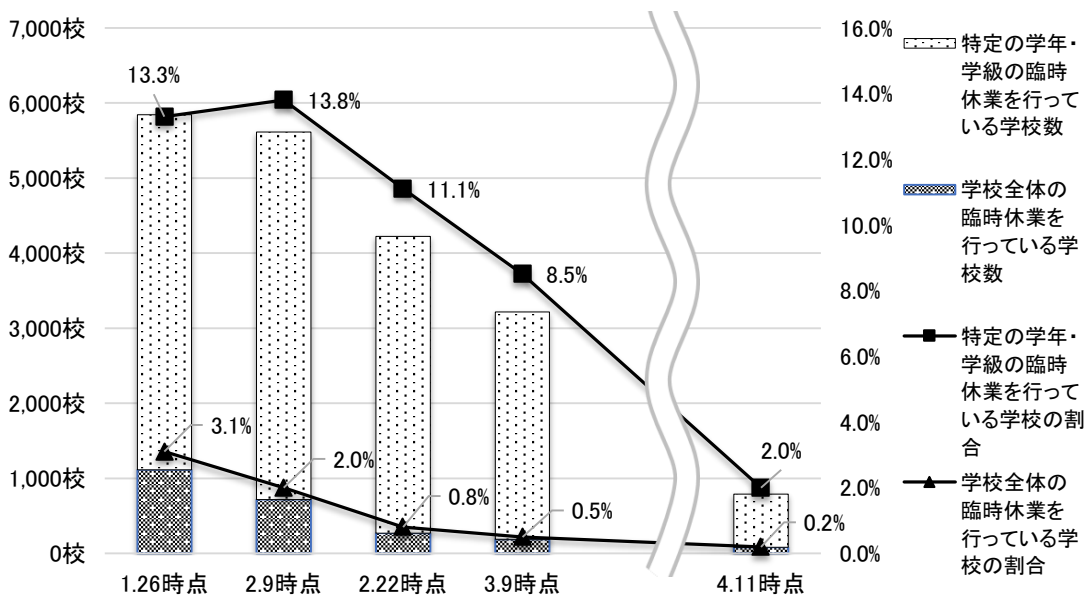
	同一クラス	同一学年	同一部活動	職員室	寮・寄宿舎	校外での活動	その他	小計	全体に占める割合
教職員	852	195	167	378	34	15	585	2,226	7%

臨時休業状況調査 都道府県別の状況 (令和4年4月11日時点・公立学校)

「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」及び「学校全体の臨時休業を行っている学校」ともに、**前回調査(3/9)時点と比較して減少傾向**。一方、一部の県においては、「特定の学年・学級の臨時休業」が増加。

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	12校 0.4%	443校 (2.4%)	126校 (1.4%)	92校 (2.6%)	35校 (3.2%)	708校 (2.0%)
学校全体の臨時休業を行っている学校	9校 (0.3%)	38校 (0.2%)	21校 (0.2%)	10校 (0.3%)	4校 (0.4%)	82校 (0.2%)

	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校		特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校
北海道	39校 2.1%	9校 0.5%	滋賀県	2校 0.4%	0校 0.0%
青森県	13校 2.7%	0校 0.0%	京都府	0校 0.0%	1校 0.2%
岩手県	18校 3.3%	5校 0.9%	大阪府	1校 0.1%	5校 0.3%
宮城県	4校 0.6%	1校 0.1%	兵庫県	4校 0.3%	0校 0.0%
秋田県	8校 2.3%	3校 0.9%	奈良県	8校 1.9%	0校 0.0%
山形県	10校 2.6%	5校 1.3%	和歌山県	3校 0.7%	0校 0.0%
福島県	19校 2.4%	1校 0.1%	鳥取県	5校 2.5%	2校 1.0%
茨城県	31校 3.6%	6校 0.7%	島根県	5校 1.3%	7校 1.8%
栃木県	11校 1.9%	0校 0.0%	岡山県	18校 2.3%	3校 0.4%
群馬県	0校 0.0%	0校 0.0%	広島県	72校 8.7%	10校 1.2%
埼玉県	13校 0.9%	1校 0.1%	山口県	6校 1.2%	0校 0.0%
千葉県	18校 1.3%	1校 0.1%	徳島県	1校 0.3%	0校 0.0%
東京都	23校 1.0%	1校 0.04%	香川県	38校 11.7%	4校 1.2%
神奈川県	7校 0.5%	0校 0.0%	愛媛県	2校 0.4%	0校 0.0%
新潟県	69校 8.5%	7校 0.9%	高知県	0校 0.0%	0校 0.0%
富山県	1校 0.3%	0校 0.0%	福岡県	30校 2.4%	0校 0.0%
石川県	1校 0.3%	1校 0.3%	佐賀県	6校 2.0%	0校 0.0%
福井県	6校 1.8%	0校 0.0%	長崎県	8校 1.4%	0校 0.0%
山梨県	3校 1.0%	0校 0.0%	熊本県	1校 0.2%	1校 0.2%
長野県	127校 19.7%	4校 0.6%	大分県	3校 0.6%	0校 0.0%
岐阜県	9校 1.3%	0校 0.0%	宮崎県	2校 0.5%	1校 0.2%
静岡県	6校 0.6%	1校 0.1%	鹿児島県	8校 1.0%	0校 0.0%
愛知県	11校 0.7%	0校 0.0%	沖縄県	29校 4.8%	1校 0.2%
三重県	9校 1.3%	1校 0.1%	計	708校 2.0%	82校 0.2%



※1 「特定の学年・学級の臨時休業」と「学校全体の臨時休業」は重複しない。
 ※2 学校数について、分校は1校とし、休校している学校は調査対象外。
 ※3 域内教育委員会が把握している学校数を都道府県教育委員会が集計。
 ※4 %は域内の全学校数に占める「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」または「学校全体の臨時休業を行っている学校」の割合。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver.8 (令和4年4月1日改訂)

改訂のポイント：令和3年12月の前回改訂時以降、オミクロン株の特徴を踏まえた対応として事務連絡で周知した内容や、地域住民・保護者等への情報提供について追記。

1. 学校における感染症対策の考え方

- ▶ 本マニュアルを参考に、**感染リスクの高い活動に留意しつつ、地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底して教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障**していくことが必要。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル(※1)	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思活動)	分科会提言との対応(※2)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定	レベル4(避けたいレベル) レベル3(対策を強化すべきレベル)
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	感染リスクの低い活動から徐々に実施	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底	レベル2(警戒を強化すべきレベル)
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染症対策を行った上で実施	十分な感染症対策を行った上で実施	レベル1(維持すべきレベル) レベル0(感染者ゼロレベル)

(※1) どの感染レベルに該当するかは、分科会提言との対応を参考としつつ、児童生徒等及び教職員の生活圏や地域のまん延状況、医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断。その際、年代による異なる感染状況等を踏まえ、地域全体の感染レベルとは別に、学校に関する感染レベルを判断することも考えられる。

(※2) 「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症分科会)

2. 基本的な感染症対策

- ▶ 基本的な感染症対策の徹底(手洗い、咳エチケット、換気、通常の清掃活動中でのポイントを絞った消毒等)及び集団感染リスクへの対応(「3つの密」を避ける、身体的距離の確保、十分な身体的距離がとれない場合のマスク着用等)
 - ※ **マスクの着用**は、①十分な身体的距離が確保できる場合、②熱中症等の恐れがある場合、③体育の授業においては必要ない。
- ▶ **ワクチン**の効果は100%ではないため引き続き**感染予防対策を継続**する必要。**ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。**

3. 感染者が発生した場合の対応

出席停止

- ▶ **感染者や濃厚接触者、発熱や咳等の症状がある児童生徒等**に出席停止の措置(レベル2・3地域では、地域の実情に応じ、**同居家族に未診断の発熱等の症状がある時**も出席停止の措置が可能)。
 - ※ 濃厚接触者と同居している場合や、行政検査の対象者と同居している場合、登校を控えるよう求める必要なし。
 - ※ 濃厚接触者が特定されない場合も、感染者と接触があり、感染対策を行わず飲食を共にした者等に出席停止の措置。

臨時休業

- ▶ **地域一斉の臨時休業**は、学びの保障、心身や保護者の就労への影響等の観点を検討し、**慎重に検討**。
- ▶ 臨時休業は、**地域の感染状況を踏まえて学校設置者が機動的に判断**するものであるが、**学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むことが重要**。

情報提供

- ▶ **感染者が発生した学級等の保護者等**には、感染者の発生状況や臨時休業の実施予定、その際の学習支援方針等の提供が考えられる。**感染者を特定し得る情報については慎重に判断**。

4. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

■各教科等

- ▶ 児童生徒が長時間近距離で対面形式となる「**グループワーク**」、**室内での近距離での「合唱」**、**近距離での「調理実習」**、「**密集する運動**」など「**感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動**」は、**レベル3地域では行わない**。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施することを検討。
- ▶ 体育などの運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動、用具の準備や後片付けなど、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用。

■儀式的行事

- ▶ 地域の感染状況を踏まえた上で、**感染症対策の確実な実施**や保護者等の**関係者の理解・協力**を前提に、**開催方法を工夫するなど、実施に向けて対応**。

■給食等の昼食をとる場面

- ▶ 前後の手洗いの徹底のほか、会食時には飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等。高校で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面でも注意が必要。歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行う。

■部活動

- ▶ レベル3地域ではなるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空ける。密集する運動や近距離で接触する活動は行わない。レベル2ではリスクの低い活動から徐々に実施を検討。
- ▶ 緊急事態宣言対象区域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限。また、部活動終了後の生徒同士での食事を控えるよう徹底。

■登下校

- ▶ 登下校時間帯の分散等、集団登下校を行う場合やスクールバス乗車中に「3つの密」を避ける。
- ▶ 夏期の気温・湿度や暑さ指数が高い時には、人と十分な距離が確保できる場合、マスクを外すよう指導。

■寮や寄宿舎

- ▶ 居室や共用スペースにおける活動場所ごとの感染症対策や平時からの体温測定や健康観察等の実施。
- ▶ 自宅療養となった感染者は可能であれば自宅へ帰ることを検討。困難な場合、居室(基本的に個室)に隔離(濃厚接触者等や発熱、体調不良が見られる者も同様)。
- ▶ 発熱等の症状が見られた場合、すぐに症状がおさまっても、症状軽快後3日程度経過まで感染症対策を徹底。

学校における新型コロナウイルス感染症対策

- 子供たちの**健やかな学びの継続を最優先に、地域一斉の臨時休業については慎重な検討**を求めるとともに、オミクロン株の特性等を踏まえ、**臨時休業等に関する対応方針を見直し**。
- あわせて、**教育活動の継続のため、基本的な感染対策の徹底に加え、感染拡大局面において対策を強化・徹底**。

1. 臨時休業についての考え方

- **地域一斉の臨時休業**は、子供の学びの保障や心身への影響、保護者の就労への影響等の観点を考慮し、**慎重に検討**。
(令和3年1月以降、通知や衛生管理マニュアル等により繰り返し周知。)

2. オミクロン株への対応

(1) 臨時休業に関する対応方針の見直し

- オミクロン株の特性等を踏まえ、令和4年2月以降、**臨時休業等に関する対応方針を見直し**。

<臨時休業期間の短縮> (2月2日付け事務連絡)

- ・ 感染の全体像把握等までの期間：数日～**7日程度**
- ・ 感染の状況に応じた休業期間：5日～**7日程度**

- ・ 数日～**5日程度** (土日祝日を含む)
- ・ **5日程度** (土日祝日、全体像把握等までの休業期間を含む)

<濃厚接触者の特定等> (3月17日付け事務連絡)

- ・ 学校で感染者を確認 → **濃厚接触者を特定、出席停止**措置
- ・ 濃厚接触者の特定等により感染の全体像を把握できるまでの期間、**初期対応の臨時休業**を検討

- ・ 中学・高校では**濃厚接触者の特定とそれに伴う出席停止は求めない**
→ **初期対応の臨時休業は通常実施しない**
※ 小学校も自治体の判断で同様の対応が可能

(2) 感染対策の強化・徹底

- オミクロン株の感染が10代以下に急拡大する中、令和4年2月4日、**学校における新型コロナ対策の強化・徹底**を依頼。
- **特に感染リスクの高い教育活動**は、まん延防止等重点措置の適用対象か否かなど、地域の**感染レベルにとらわれず**、基本的に**実施を控える**よう求めた (感染が拡大していない地域では、実施を慎重に検討)。

【各教科等】

- ・ **各教科共通**：長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・ **音楽**：室内で近距離で行う合唱、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の**管楽器演奏**
- ・ **家庭**：近距離で活動する**調理実習**
- ・ **体育**：密集する運動、近距離で**組み合ったり接触したりする運動**
※ 運動を行っていない際は可能な限りマスクを着用

【部活動等】

- ・ **密集する活動**や近距離で**組み合ったり接触したりする運動**
- ・ **大きな発声**や**激しい呼気**を伴う活動
- ・ 学校が独自に行う他校との**練習試合**や**合宿**等
※ 部活動前後の集団飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、**部活動に付随する場面での対策も徹底**

臨時休業時等における学びの継続

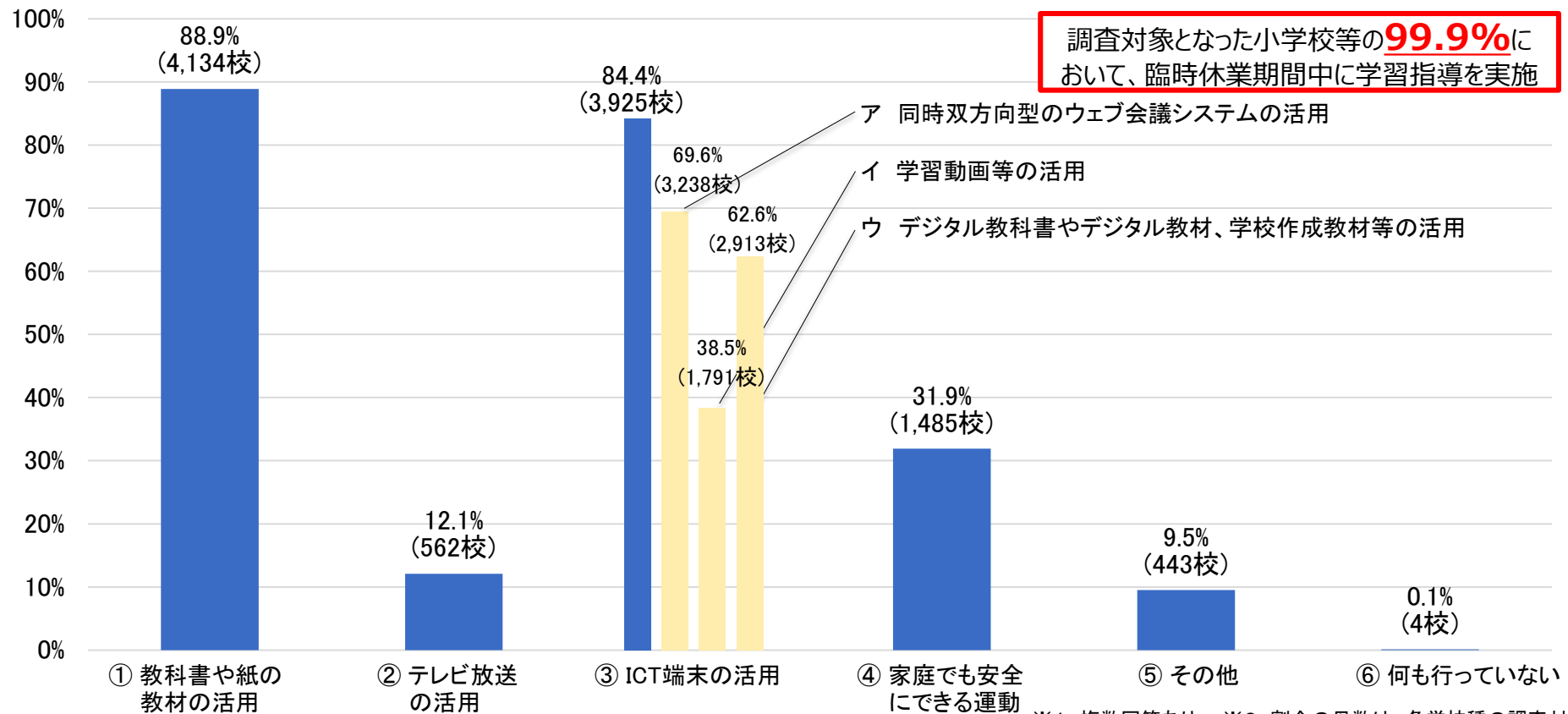
- 臨時休業は、地域の感染状況を踏まえて学校設置者が機動的に判断するものであるが、**学校全体の臨時休業とする前に、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むことが重要。**
- **やむを得ず臨時休業を行う場合や出席停止等により児童生徒が登校できない場合には、ICTの活用等により学習活動を継続。**

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査（概要）（令和4年3月18日）

- 調査対象期間（令和4年1月11日～2月16日）において、学校全体の臨時休業や学年・学級閉鎖により、**特定の学級が土日祝日等を除いて連続5日以上休業した公立学校**について、休業期間中の学習指導の実施状況を調査。

幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
150校	3,099校	959校	28校	450校	1校	115校	4,802校

○ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の対応（調査対象：4,652校）



新型コロナワクチン接種について

幼児児童生徒への接種に関する基本的な考え方

接種対象年齢の引き下げ（令和3年6月、4年2月）を受けて、各教育委員会等に対して以下の事項を周知。

「学校等集団接種」

◆ 学校等を会場とし、当該学校等に所属する幼児児童生徒に接種を行う、いわゆる「学校等集団接種」は、

- ①保護者への説明機会が乏しくなる
- ②接種への同調圧力を生みがちである
- ③接種後の体調不良に対するきめ細かな対応が難しい

といった制約があるため、**推奨しない**。一方で、地域の実情に応じた対応は可能。

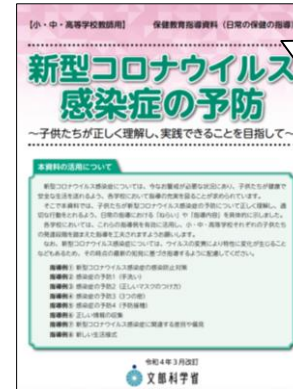
子供への指導等

◆ 学校において、

- ①ワクチン接種は強制ではないこと
- ②周囲にワクチン接種を強制しないこと
- ③身体的な理由など様々な理由でワクチンを接種できない人や接種を望まない人もおり、そうした判断は尊重すべきこと

等を幼児児童生徒に指導するとともに、保護者にも理解を求めること。

子供や保護者がワクチンについて**正しく理解した上で、ワクチン接種について主体的に判断することは重要**。



令和4年3月、新型コロナ感染症の予防に関する教師用指導資料を作成し、新たにワクチンの効果等を記載。

令和4年2月、5～11歳がワクチンの接種対象に追加された際、各教育委員会等に厚労省作成の情報提供資料を周知し、衛生主管部局の求めに応じて広報に協力するよう依頼。



教職員の優先的な追加接種について

学校での感染状況を踏まえ、各教育委員会等に対して、**教職員のワクチンの積極的な追加接種（3回目接種）の促進**を依頼

- 全ての都道府県・政令指定都市において、教職員を対象とした**優先的な追加接種を実施**
- その他の市区町村における実施状況は以下のとおり

(令和3年3月末現在)

既に実施している	1,650自治体 (96.0%)
4月中に実施予定	17自治体 (1.0%)
5月以降に実施予定	3自治体 (0.2%)
検討中	9自治体 (0.5%)
実施しない	40自治体 (2.3%)